別記様式第１号（第５条関係）

洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金申請書兼請求書

　洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金の交付を受けたいので、裏面の誓約・同意事項に同意し、洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

　また、この助成金の交付申請にあたり、申請者の町税納付状況について、税務財政課に照会することに同意します。

　令和　　年　　月　　日

　洞爺湖町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者の情報 | 事業所の所在地 | 〒 |
| 洞爺湖町 |
| 法人名（個人事業者の場合は屋号） | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 名称 | ㊞ |
| 法人代表者の役職・氏名又は個人事業者の氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 役職・氏名 | ㊞　　　 |
| 連絡先 | 担当者氏名 |  | 電　話 |  |
| 申請区分 | ▢ 宿泊等支援　　▢ 飲食店支援　　▢ 観光事業支援　　▢ その他事業支援※いずれか該当する箇所にチェックしてください。 |
| 客　室　数 | 室（宿泊施設経営支援に該当する場合に記入願います。）　　　　　　 |
| 従業員数 | 　　人（宿泊施設、その他事業支援以外に該当する場合は記入願います。） |
| 交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 減少率 | 事業収入（売上）減少率確認欄 | 令和２年２月から６月までのいずれかの月の事業収入（売上）が前年同月比で５０％又は２０％以上減少している。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 2020年 |  | 月の事業収入（売上） －  |  | 円　･･･ Ａ |
| 2019年 | 月の事業収入（売上） － |  | 円　･･･ Ｂ |

※青色申告の方は該当月の金額。白色申告の方は2019年の事業収入÷12を１か月の収入とする。ただし、農業、漁業等、収入に季節性のある場合については、月別の事業収入がわかる書類を添付すること。【宿泊等支援・飲食店支援・観光事業支援に該当する場合】減少率（Ｂ－Ａ）／Ｂ×１００＝　　　　％　≧　５０％【その他事業支援に該当する場合】減少率（Ｂ－Ａ）／Ｂ×１００＝　　　　％　≧　２０％ |
| 洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金の交付について、次の口座に振り込んでいただきますよう請求します。 |
| 振込先口座 | 金融機関 | 1.銀　行 4.信　連2.金　庫 5.農　協3.信　組 6.信漁連 | 本・支店本・支所出張所 | 口座種別 | 口座番号（右詰めで記入） |
| 普通・当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 口座名義人 |  |

裏面へ

誓　　約　　事　　項

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2)　暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3)　暴力団員が役員となっている事業者

(4)　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5)　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6)　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7)　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

２　上記１の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。

３　暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は補助事業の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は断固としてこれを拒否するとともに、洞爺湖町への報告及び伊達警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行います。

４　この誓約が事実と相違することが判明した場合は、この補助金の返還等のいかなる措置を受けても異議を申し立てしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

　なお、洞爺湖町が必要な場合には、誓約事項について伊達警察署へ照会することや、本誓約事項が洞爺湖町から伊達警察署に提供されることについて承諾します。

宣誓・同意事項への同意

１　助成対象要件を満たしていること。

２　助成対象外要件に該当しないこと。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務委託営業」を行う事業者

⑵　政治団体

⑶　宗教上の組織若しくは団体

⑷　（1）から（3）までに掲げる者のほか、助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと洞爺湖町長が判断するもの

３　申請書証拠書類等の内容が虚偽でないこと。

４　洞爺湖町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること。

５　助成金の不正受給が判明した場合には、助成金の返還等を行うこと。

６　暴力団に関する誓約事項に同意すること。

７　洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策助成金交付要綱等に従うこと。

８　この同意が事実と相違することが判明した場合は、この補助金の返還等のいかなる措置を受けても異議を申し立てしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。